

# はちのへのうぎょうだより



のうぎょうだよりは八戸市農業委員会のほか、市内農協各支店でも配布しています。また、インターネットではフルカラーでご覧いただけます。〇八戸市ホームページ <https://www.city.hachinohe.aomori.jp/>

のうぎょうだより

検索



令和5年新年号 No.549

## 新年のごあいさつ



八戸市農業委員会  
会長  
籠田 悦子

謹んで新春のお慶びを申し上げます。皆様におかれましては、日頃より当委員会の活動に対し、ご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。

昨年を振り返りますと、2月にはロシアによるウクライナへの進攻が始まり、その影響で原油価格が高騰し、農業資材や燃料費等の価格が上昇し、農業経営が大変苦しい年となりました。

さらに、8月には全国的に大雨の被害が目立ち、青森県でもりんごの水没被害や、県南地域においても、ながいもやごぼう等の根菜類に作柄不良が生じています。被害に遭われた皆様に改めてお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染者が国内で報告されてから、今年で3年目となり、昨年9月には国において「Withコロナに向けた政策の考え方」が示され、新たな行動制限を行わず、重症化リスクの高い高齢者等を守ることに重点を置き、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図ることとしています。

観光やイベントの開催により、八戸の経済活動がより豊かになることを願っております。

暗いニュースが続く中で、10月には県内限定で青森県産米「はれわたり」が発売されました。もちもちで素直な甘みを感じるとされる「はれわたり」ですが、胴割れが少ないことで育てやすいお米として、農家からも期待されているようです。「はれわたり」の登場により、県産米のバリエーションが増え、多様化する消費者のニーズにも対応できるのではないかと考えています。消費者や生産者が「はれわたり」で明るく晴れ渡るのか、今年の全国デビューに期待を寄せています。

農業を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化・後継者不足、遊休農地の拡大といった慢性的な課題を抱えております。このような状況を踏まえ、我々農業委員会は農業者の代表機関として、農業委員と農地利用最適化推進委員が一丸となり、課題解決に向け、新規参入の促進、農地利用の最適化の実現を目指し、各関係機関と連携しながら農業者の皆様のご期待に応えることができるよう、誠心誠意努力する所存でございます。

結びに、皆様のご多幸とご健康をお祈りし、新年のご挨拶といたします。

## 謹賀新年

謹んで新年のご祝詞を申し上げますとともに、皆様のご多幸を心よりお祈り申し上げます。

八戸市農業委員会  
会長 籠田 悦子  
同職務代理者 馬場 豊  
運営協議会委員 谷地 秀典  
明戸 政勝  
加藤 浩幸  
齋藤 正人  
委員一同  
農業委員会事務局 職員一同

## はちのへのうぎょうだよりの配付について

「はちのへのうぎょうだより」は農業従事者や農地所有者等に配付していますが、既に離農している、八戸市ホームページで閲覧できる等により、紙面による配付を不要とされる組合員様がおられましたら、農業委員会事務局までお知らせください。よろしくお願いいたします。

問農業委員会 ☎ 43・9164



# 農業委員・農地利用最適化推進委員 募集のお知らせ

農業委員及び農地利用最適化推進委員が令和5年7月に任期満了となります。

八戸市と八戸市農業委員会では、次の任期の両委員の候補者の公募を行いますので、農業行政に興味のある方はご応募ください。

**募集期間** 令和5年2月1日（水）から令和5年2月28日（火）まで

**応募方法** 「農業者や農業関係団体などからの推薦」または「自らの応募」で下記お申込先まで

	農業委員	農地利用最適化推進委員
<b>職務内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地法その他法令に基づく農地の権利移動等に係る審査のための会議出席</li> <li>・ 農地所有者の意向把握と地域の話合いへの参加</li> <li>・ 農地利用最適化推進委員と連携し、「農地等の利用の最適化の推進」を図るための活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当する区域において農業委員と連携し、農地の権利移動等に係る聴取り調査及び会議での報告</li> <li>・ 遊休農地の発生防止・解消に向けたパトロールや担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進など「農地等の利用の最適化」を推進するための活動</li> </ul>
<b>対象</b>	農業に関する識見を有し、農地法等の法令業務その他農業委員会の所掌する事項などに関し、その職務を適切に行うことができる人	「農地等の利用の最適化の推進」に熱意と識見を有し、担当する区域内での農地集積・集約化に向けた話合いの推進など現地活動ができる人
<b>募集人数</b>	19人	22人（次の担当区域ごとに募集） 市川・下長地区……4人 上長・豊崎地区……4人 館・是川地区……4人 大館・南浜地区……4人 南郷地区………6人
<b>任期</b>	令和5年7月15日から 令和8年7月14日まで	令和5年8月中旬から 令和8年7月14日まで
<b>報酬</b>	月額 45,200円	月額 45,200円

※ 上記以外にも応募要件がありますので、手続の詳細については、農政課・農業委員会で配布する募集要項をご覧ください。募集要項は八戸市ホームページからもご覧いただくことができます。

お問合せ・お申込先 八戸市農林水産部農政課、八戸市農業委員会事務局  
 〒031-8686 八戸市内丸一丁目1-1 市庁別館5階 電話：43-9253

## 令和5年10月 消費税インボイス制度が始まります！

インボイス発行事業者となるためには、原則、**令和5年3月31日までに登録申請が必要です。**



### 「インボイス」とは

売り手が買い手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

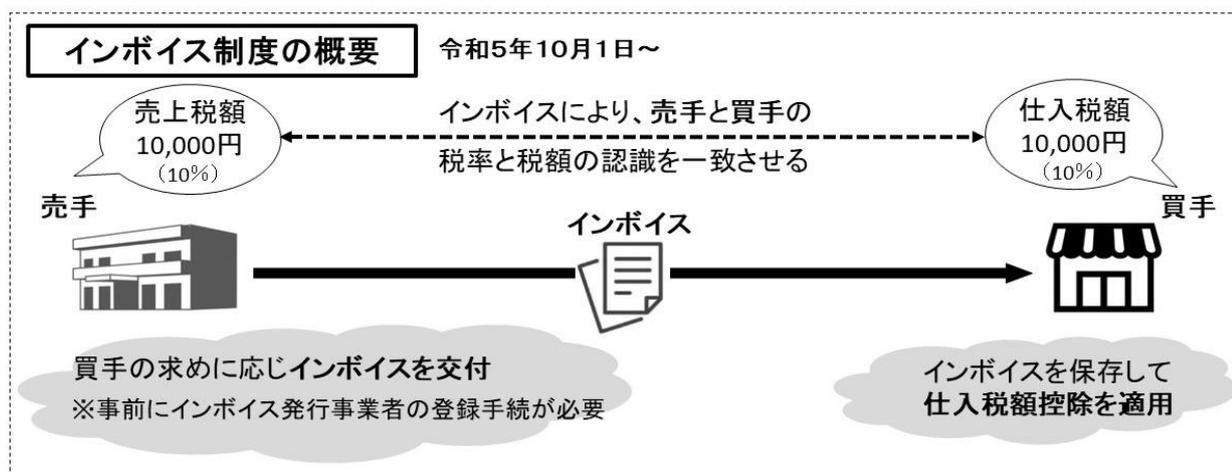
具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。



### 「インボイス制度」とは

売り手であるインボイス発行事業者は、買い手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

買い手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売り手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。



- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早目のご準備をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。

こちらのQRコードから、インボイス制度特設サイトをご覧になれます →



一般的なご質問はこちらへ インボイスコールセンター 9:00~17:00 (土日祝除く)  
フリーダイヤル 0120-205-553 (無料)

編集発行 令和5年新年号 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市農業委員会(TEL 43-9164) 印刷部数3,800部 印刷経費1部あたり484円

# 農地情報

新規の農地情報をお知らせします。詳細について確認したい方は、「eMAFF 農地ナビ」をご覧ください。ただか、農業委員会までお越しく下さい。新規以外の情報は折込チラシにございます。

農地転用・農地改良につきましては、農業委員会や農業委員・農地利用最適化推進委員にご相談ください。

問 農業委員会 ☎43-9448

## ■農地を売ります

	所在地			地目等	面積 (㎡)	希望価格
	大字	小字	地番			
①	長苗代	島ノ前	40-1	田	1,289	応相談

## 農地情報への掲載について

○農地情報掲載の提出書類一覧 (全て1部)

### ■農地を売りたい・貸したい方

提出書類	発行機関等
①あっせん申出書	八戸市農業委員会
②全部事項証明書(土地)	法務局(登記所)
③公図	法務局(登記所)
④住民票 ※申出者が市外居住者の場合	居住地の市町村役場

### ■農地を買いたい・借りたい方

提出書類	発行機関等
①あっせん申出書	八戸市農業委員会
②住民票 ※申出者が市外居住者の場合	居住地の市町村役場
③農地台帳記載証明書(耕作証明書) ※申出者が市外居住者の場合	居住地の農業委員会

## eMAFF 農地ナビ

全国の農地情報の確認にはインターネットの「eMAFF 農地ナビ」をご利用ください。画面上の地図から農地の所在、地番をはじめ、地目、面積、所有者の意向などを調べることができます。

eMAFF 農地ナビ <https://map.maff.go.jp/>



経営規模の拡大や新規参入に向けて農地を探している方はぜひご利用ください！

## 農地法関係の申請受付日等について

農業委員会で設定している、農地法第3・4・5条の許可申請・届出の受付期間等をお知らせします。

申請内容や申請書類については、事前に農業委員会でご確認ください。

※今年度の年間予定については、農業委員会の窓口及び市ホームページへ掲載しています。

問 農業委員会 ☎43-9448

### 農地法許可申請

申請月	受付期間	許可書の交付日	
		3条/4.5条 (30a以下)	4.5条 (30a超)
1月	1/11-1/20	2/16	3/6
2月	2/13-2/20	3/16	3/29
3月	3/13-3/20	4月中旬予定	5月上旬予定

※他法令との調整により、変更となる場合があります。農地法届出

届出月	締切日	交付日	締切日	交付日
1月	1/5	1/13	1/20	1/31
2月	2/6	2/15	2/20	2/28
3月	3/6	3/15	3/20	3/31

◎3条申請…農地を農地として使うために売ったり、貸したりする場合

◎4・5条申請…農地に建物を建てたり、植林する等、農地以外として使う場合

※農地の売買、贈与、貸借、転用については、事前に農業委員会へご相談ください。



## 編集後記



あけましておめでとうございます。新しい1年が始まり、気持ち新たに今年も充実させていきたいと思えます。

前担当も1年の目標を「断捨離」としていましたが、私も毎年断捨離を頑張っています。思い切った捨てる、不思議なことに新しいものも思い、物が減らないわが家ですが、懲りずに思い切った分していきたく思います。小さいものでも、1日1つずつ手放していけば、家の中はキレイになるはずですが、毎年途中ですっかり忘れてしまつて物が多状態をキープし続けています。新しいものを買うときは、よく考え、来年の今頃はスッキリした家になりたいです。

〇んやうだより担当 深堀